

建設業法による変更届等の手引

(変更届出書編)

◎ 申請の際は、この手引を熟読のうえ、書類を作成してください。

この手引は、建設業の許可を申請する方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などをまとめたものです。法律の趣旨を十分ご理解のうえ、この手引を参考に手続を行ってください。

令和6年4月

愛知県都市・交通局 都市基盤部都市総務課
建設業・不動産業室

<提出先、問い合わせ先は、裏面をご覧ください。>

**「建設業許可に関するよくある質問と回答」
を併せてご確認ください！**

※ この手引は愛知県知事許可用に作成しております。

国土交通大臣許可については、中部地方整備局にお問い合わせ下さい。

→ TEL (052) 953-8572 <https://www.cbr.mlit.go.jp/>

許可申請書類の提出先、問い合わせ先

区分	主たる営業所の所在地	所管する部所	電話番号
知 事 許 可	名古屋市の区域	県庁（自治センター２階） 都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 〒460-8501 名古屋市中区三の丸３－１－２	052-954-6503
	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域	尾張建設事務所（三の丸庁舎５階） 〒460-0001 名古屋市中区三の丸２－６－１	052-961-4409
	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域	一宮建設事務所 〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切１－４	0586-72-1465
	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	海部建設事務所（海部総合庁舎６階） 〒496-8533 津島市西柳原町１－１４	0567-24-2141
	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	知多建設事務所 〒475-0828 半田市瑞穂町２－２－１	0569-21-3233
	岡崎市、西尾市及び額田郡の区域	西三河建設事務所（西三河総合庁舎６階） 〒444-0860 岡崎市明大寺本町１－４	0564-27-2745
	碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域	知立建設事務所 〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺１２４	0566-82-3114
	豊田市及びみよし市の区域	豊田加茂建設事務所 〒471-0867 豊田市常盤町３－２８	0565-35-9312
	新城市及び北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所 〒441-1354 新城市片山字西野畑５３２－１	0536-23-5111
	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域	東三河建設事務所 〒440-0801 豊橋市今橋町６	0532-52-1312

許可を受けたあとの届出等一覧

提出部数： **正本1部 及び 副本1部の計2部(副本は写し可)**

届出事項	提出期限	記載例
商号又は名称の変更	事実発生後 30日以内 <small>(役員等の変更の内、株主等の変更については、変更を覚知してから30日以内)</small>	3ページ
既存の営業所の名称、所在地又は業種の変更 ※1		4ページ
営業所の新設、廃止 ※1		5ページ
資本金額(出資総額)の変更		8ページ
役員等の変更 ※2 (就退任、代表者の変更、常勤⇔非常勤、氏名の変更 等)		10ページ
個人業者(事業主)の氏名の変更		11ページ
個人事業主で支配人を設けている場合の支配人の変更 (氏名の変更、新任、退任)		11ページ
令第3条に規定する使用人の変更	事実発生後 2週間以内	11、15ページ
常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更(氏名の変更を含む)		12、18、19ページ
専任技術者の変更(氏名の変更を含む) 【区分2】専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 (同一営業所内) 【区分3】専任技術者の追加 【区分4】専任技術者の交替に伴う削除 【区分5】専任技術者が置かれる営業所のみの変更		4、12、20から 25ページ)
健康保険等の加入状況(加入状況の変更) ※3		28ページ
健康保険等の加入状況(従業員数のみの変更)		每事業年度経過後 4月以内
経營業務の管理責任者が複数人いた場合の削除、専任技術者の削除(交替者がいない場合)、欠格要件該当	事実発生後 2週間以内	29ページ
廃業(建設業の廃業)	廃業事由から 30日以内	30ページ

※1 既存の営業所の所在地変更、営業所の新設の届出時には、営業所の確認資料(営業所の写真(35ページ参照))の提出が必要です。

変更届出等 添付・提示書類一覧

《一般的注意事項》

変更届として各様式を使用する際には、「申請者」を消し「届出者」としてください。**その際「届出者」の住所は主たる営業所の所在地を記載します。**ただし、**廃業届については、法人の場合は登記上、個人の場合は住民票の住所を記載してください。**

△印が付いている様式については、下記注釈をよくご覧ください。

- △1:取締役代表取締役の場合は不要
- △2:令第3条使用人が営業所間の入れ替わりの場合は不要
- △3:登記上の「本店」と「主たる営業所」が異なる場合は不要
- △4:支店登記があり、名称、所在地の変更が反映されている場合のみ添付
- △5:新たに支店登記した場合のみ添付
- △6:既に役員等又は令第3条の使用人(個人事業主の支配人含む)であった方は不要
- △7:「一部廃業」もしくは「営業所の廃止」に伴い、専任技術者を削除する場合に必要(29ページ参照)
- △8:就任した役員が経営業務の管理責任者となる様式第7号も同時に提出する場合で、様式第7号の「変更又は追加の年月日」が就任日以前の場合は不要
- △9:顧問、相談役、株主等の場合は不要
- △10:役員は退任するが、株主等として残る場合は不要
- △11:一部の業種の廃業の場合に必要
- △12:下記の変更事項に伴い、定款に変更が生じた場合に必要
- △13:法人の場合、添付又は提示(30ページ参照)
- △14:株主等の変更がある場合に必要
- △15:既に役員等(株主等を除く)又は令第3条の使用人(個人事業主の支配人含む)であった場合は不要
- △16:住居表示のみの変更の場合は不要
- △17:既存営業所の所在地の変更がある場合に必要
- △18:株数や株主等に変更がある場合に必要

	変更届出書(第一面)	(第二面) (6、7ページ)	(履歴事項全部証明書) (※4)	役員等の一覧表 (13ページ)	誓約書 (14ページ)	許可申請者の住所、生年月日等に関する調査 (16ページ)	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (15ページ)	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査 (17ページ)	書後見等登記事項証明書(登記されていないことの証明) (※1)(※3)	身元(身分)証明書 (※2)(※3)	株主(出資者)調査 (9ページ)	廃業届 (30ページ)	届出書 (29ページ)	健康保険等の加入状況及び確認資料 (28ページ)	常勤性の確認資料 (32ページ)	定款変更の記載のある株主総会等の議事録(写し)	定款(原本証明不要)又は、	(32ページ)	営業所の確認資料(営業所の写真) (32ページ)
役員等	役員等の就任	○	△9	○	△1△6 △10	△1△8 △10			△1△9 △15	△1△9 △15	△14								
	役員等の退任	○	△9	○							△14								
	役員等の変更(常勤⇔非常勤)	○		○															
	役員等の氏名の変更(★2)	○	△9	○							△14								

※ 役員等の住所の変更に伴う届出は必要ありません。

個人	個人事業主の氏名の変更(★1,2)	○																	
	支配人の新任、氏名の変更(★2)	○	○		△6		○	△6	△6	△6									
	支配人の退任	○	○				○												
営業所	令第3条に規定する使用人の変更	○			△2△6		○	△15	△2 △15	△2 △15									
	「主たる営業所」の所在地変更	○		△3														△12	△16
	既存営業所の名称、所在地又は業種の変更(業種の変更の場合は専任技術者についての届けも必要)	○	○	△4															△16 △17
	営業所の新設(専任技術者についての届けも必要)	○	○	△5	△6		○	△15	△2 △15	△2 △15						○	○		○
営業所の廃止(専任技術者についての届けも必要)	○	○				○								△7					
その他	商号又は名称の変更(法人のみ登記を添付)	○		○															△12
	資本金額(出資総額)の変更	○		○							△18								△12
	健康保険等の加入状況の変更														○				
	廃業(建設業の廃業)	△11	△11	△13									○	△7					

(※1) 届出日から3ヶ月以内の各法務局・地方法務局(本局)戸籍課発行の成年被後见人及び被保佐人に該当しない旨の証明書(証明申請書の証明事項は「成年被後见人・被保佐人とする記録がない。」こととなります。)

(※2) 届出日から3ヶ月以内の本籍地の市区町村役場で発行の①及び②のことが記載された証明書
 ①成年被後见人又は被保佐人とみなされる者に該当しない旨(禁治産者、準禁治産者でない)と表示されます。
 ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨
 ただし、外国人住民の方は、この証明書に代え住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、国籍などが確認できるもの。)を持参(原本提示)してください。

(※3) 成年被後见人又は被保佐人に該当する方、成年被後见人又は被保佐人にみなされる方に該当する方であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、欠格事由に該当しないこととします。
 成年被後见人及び被保佐人に該当しない旨の証明書、成年被後见人又は被保佐人とみなされる方に該当しない旨の証明書の代わりに、契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書を提出してください。
 詳しくは事前に窓口で相談してください。

(※4) 直近の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)で変更内容が確認できない場合、登記事項証明書(閉鎖事項証明書)が追加で必要になります。

- ★1: 住民基本台帳ネットワークシステムにより確認いたします。(但し、外国人住民の方は、本人の確認資料が必要です。)
- ★2: 変更をされる方が経営業務の管理責任者、専任技術者であった場合には、その変更届も必要となります。

明書	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証	常勤役員等の略歴書	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	常勤役員等の略歴書	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	専任技術者証明書	実務経験証明書	指導監督的実務経験証明書	資格者証	監理技術者資格者証の写し	卒業証明書/大臣認定証	届出書	変更届出書(第一面)	常勤性の確認資料(32ページ)	経営業務管理責任者としての経験確認資料(31ページ)
	7号	別紙	7号の2	別紙一	別紙二	8号	9号	10号				22号の3	22号の2		

△印が付いている様式については、下記注釈をよくご覧ください。

△1:個別に必要なものを添付又は提示(22、23ページ参照)

△2:担当業種が変わらない場合は不要

. . . 専任常勤技術役員等及び経営業務の常勤役員等(経営業務の管理責任者等)を直接に補佐する者	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)	○	○											○	○	○
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更			○	○	○								○	○	○
	専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更(同一営業所内) 【区分2】 専任技術者の追加【区分3】						○	△1	△1	△1	△1	△1		△2	○	
	専任技術者の交替に伴う削除【区分4】						○							○		
	専任技術者が置かれる営業所のみの変更【区分5】						○							○	○	
	経営業務の管理責任者の削除(複数人いた場合) 専任技術者の削除(交替者がいない場合) 欠格要件該当												○	○		

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更については、事前にご相談ください。

本人確認を要する手続

役員等の変更(常勤⇔非常勤)	経営業務の管理責任者等・専任技術者の常勤性の確認を伴う場合を除く ※当該常勤正確認資料により本人確認ができるため。	①許可通知書、許可申請書副本、届出書副本のいずれか【 原本提示 】 ②①が提示できない場合 ア 事業所名が確認できる健康保険証【 原本提示 】(代表者(事業主)以外の方でも可) イ アが提示できない場合 ・法人の場合 登記事項証明書(3か月以内)【 原本提示 】に記載された役員の健康保険証【写しの提示】 ・個人事業主の場合 事業主本人の健康保険証等、本人の身分確認ができるもの【 原本又は写しの提示 】
営業所の廃止		
既存営業所の名称、所在地又は業種の変更		
廃業(理由が建設業の廃業のとき)		

商号又は名称の変更

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

該当する番号を○で囲みます。
不要の文字を消します。

行政書士の代理申請の場合は、申請者名等を記載し、その下に代理人の住所・職氏名を記載します。

届出時に有効な許可年月日が複数ある場合は、最も古いものを記入します。許可の更新手続きの完了直後に変更届を提出する場合で、新しい許可年月日が到来していない場合は、従前の許可年月日を記入します。

変更届出書（第一面）

下記のとおり、
 (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
 (6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 建設業法第15条第2号
 について変更があつたので届出をします。

愛知県知事 殿
大臣 知事

届出者 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号 ナゴヤコーポレーション(株) 代表取締役 名古屋 太郎

許可年月日 令和 02 年 12 月 03 日

許可番号 3523 愛知県知事 許可 (般特) 第 012345 号

法人番号 36100020230006

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	(株) 愛知殿	ナゴヤコーポレーション(株)	令和02年12月03日	変更

商号(法人)の変更の場合は、「商号」、名称(個人)の変更の場合は「名称」と書きます。
変更前、変更後を対比させて書きます。

許可番号を右詰で記入します。
法人番号を記入します。個人事業の方は記載しません。
変更の理由を書きます。
変更の生じた年月日を書きます。

濁点、半濁点も同じマスに記入します。(例) ガ、バ

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37 ナゴヤコーポレーション

商号又は名称 38 ナゴヤコーポレーション(株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ 39

代表者又は個人の氏名 40

添付書類……商号の場合、変更日の記載されている登記事項証明書(履歴事項全部証明書)及び定款
 (注)商号の変更には、次のようなものがあります。
 ① 商号の変更
 ② 特例有限会社から株式会社への商号変更
 ③ 株式会社と持分会社の相互間の変更(会社法第2条第26号の規定「組織変更」による場合)
 ④ 持分会社相互間の変更(会社法第638条の規定による場合)
 ②、③、④については商号以外にも変更が生じる場合がありますので、変更前の閉鎖事項証明書も必要です。変更がある場合は添付します。

連絡先
 所属等 総務課 氏名 愛知一郎 電話番号 (052) 954-6503 (内) 2882
 ファックス番号 (052) 972-6517

許可申請書類を作成した方又は記載内容に係る質問等に応答できる方について記載します。
 ○行政書士の代理・代行の場合
 「所属等」…行政書士事務所名(行政書士名)「氏名」…行政書士氏名(補助者名氏名)「電話番号」「ファックス番号」…行政書士の連絡先
 ○上記以外の場合
 「所属等」「氏名」…課等がある場合はその所属と担当者氏名、課等が無い場合は商号又は名称と担当者氏名
 「電話番号」「ファックス番号」…課等に直通の番号がある場合はその番号、それ以外は申請者の番号
 ※個人の携帯や自宅の番号は記入しないでください。

行政書士による代理・代行申請の場合は、行政書士職印を押印してください。(行政書士法施行規則第9条2項及び第11条)

営業所の名称、所在地又は業種の変更

専任技術者の変更

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)
000006

該当する番号を○で囲みます。

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 建設業法第15条第2号) について変更があつたので届出をします。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

不要の文字を消します。

上記の○で囲んだ変更事項のうち該当事項を記載します。

専任技術者について、担当業種が変わらない場合は、記載する必要はありません。

変更前、変更後に対比させて記載します。

愛知県知事 殿
大臣 コード
届出者 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号 ナゴヤコーポレーション(株) 代表取締役 名古屋 太郎

許可年月日 平成 29 年 12 月 03 日

許可番号 3523 国土交通大臣 許可(般-29) 第012345号
法人番号 361000202030006

変更の生じた年月日を記載します。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の所在地	名古屋市中区出来町二丁目8番	名古屋市中区三の丸二丁目3番2号	令和〇年〇月〇日	主たる営業所の移転
営業所の業種	土木・建築	土木	令和〇年〇月〇日	主たる営業所の業種廃止
専任技術者	名古屋 豊	名古屋 豊	令和〇年〇月〇日	本店 ←
営業所の名称	開南営業所	西三河営業所	令和〇年〇月〇日	営業所の名称変更
営業所の業種	土木	土木・建築	令和〇年〇月〇日	西三河営業所の業種追加
専任技術者		一宮 義道	令和〇年〇月〇日	西三河営業所

変更の理由を記載します。

営業所の名称を記載します。

上記の記載例の説明
 主たる営業所の専任技術者は、建築の担当者と土木の担当者が同じ場合で、担当業種を変更する場合、西三河営業所の専任技術者は、建築の担当者を新たに追加する場合。

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容

提出先について
 主たる営業所の移転に伴い、管轄の窓口が変更となる場合は、変更届出書は移転する【前】の管轄の窓口へ提出してください。

市区町村に続く町名、街区以下を記入します。「丁目」「番」「号」等は「-」(ハイフン)で記入します。

所在にマンション名等がある場合はマスを空けずに続けて記載します。「棟」や「号室」等はハイフンで省略せずにそのまま記載してください。

変更があった場合、市区町村コード(手引(申請手続編)45ページ参照)を記入します。

変更があった場合記入します。

商号又は名称 37
 代表者又は個人の氏名のフリガナ 38
 代表者又は個人の氏名
 主たる営業所の所在地市区町村コード 39 23106 都道府県名 愛知県 市区町村名 名古屋市中区
 主たる営業所の所在地 40 三の丸二丁目3番2号 愛知 203号
 郵便番号 42 460-0001 電話番号 052-961-7211
 資本金額 (千円)

添付書類

- [1] 営業所の所在地の変更 P35参照**
 営業所の写真(直近3か月以内に撮影した、以下のもの)(住居表示のみの変更の場合は不要)
 ①営業所の外観(建物の全景がわかるもの)
 ※事務所がビル内等に所在する場合は、・建物入口部分・テナント表示・テナント表示がない場合は、商号が判読できる集合郵便受けを写したのもも必要
 ②営業所の名称が確認できる入口付近を写したもの
 ③営業所の内部(建設業で使う事務用品や電話などを含む事務スペースの様子がわかるもの)
 ④建設業法第40条に規定する標識の写真(掲示状況及び記載内容のわかるもの)
 ・写真内に撮影日を印字するか、写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に撮影日を記載
 ・写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に建物の権利関係について記載(例:自己所有、賃貸借等)
- (1)法人の「主たる営業所」の所在地が登記上の本店所在地と同一の場合、個人事業主の「主たる営業所」の所在地が住民票の住所と同一の場合、営業所の写真の他に、以下の書類が必要
 [法人] 変更日の記載されている登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 [個人] なし(住民基本台帳ネットワークシステムにより確認します。(ただし、外国人住民の方は、住民票の提示が必要です。))
 (2)「従たる営業所(支店等)」の所在地変更の場合は、営業所の写真、上記(1)に記載のある添付書類の他に、変更届出書(第二面)(様式第二十二号の二)
- [2] 営業所の業種の変更(すでに許可を受けている業種に限る。)**
 ・変更届出書(第二面)(様式第二十二号の二)
 ※別添付で専任技術者の変更(追加)届または届出書が必要になります。

営業所の新設、廃止

専任技術者の変更

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)
00006

該当する番号を○で囲みます。

変更届出書
(第一面)

下記のとおり、
 (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
 (6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号、建設業法第14条第2号
 (9) 建設業法第7条第2号、建設業法第14条第2号
 について変更があったので届出をします。

不要の文字を消します。

中部地方整備局長 愛知県知事 殿
 大臣 ロード
 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
 ナゴヤローボーション(株)
 届出者 代表取締役 名古屋 太郎

許可年月日
 許可番号 3529 国土交通大臣 許可(般) 第02第012946号 令和02年12月09日
 法人番号 36100020230006

上記の○で囲んだ変更事項のうち該当事項を書きます。

変更前、変更後を対比させて書きます。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の名称		一宮営業所	令和△年○月×日	営業所の新設
営業所の所在地		一宮市今伊勢町本神戸字立別1丁目4番	令和△年○月×日	〃
営業所の業種		建築・内装仕上	令和△年○月×日	〃
令第3条に規定する使用人		一宮営業所長 山田 太郎	令和△年○月×日	〃
専任技術者		一宮 誠道	令和△年○月×日	一宮営業所
営業所の名称	海部営業所		令和△年○月×日	営業所の廃止
営業所の業種	管		令和△年○月×日	〃
令第3条に規定する使用人	海部営業所長 田中 次郎		令和△年○月×日	〃
専任技術者	津島 良広		令和△年○月×日	海部営業所

変更の理由を書きます。

変更の生じた年月日を書きます。

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 3 7 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95

商号又は名称 3 8 23 28 33 38 43 48 53 58 63 68 73 78 83 88 93 98

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9 24 29 34 39 44 49 54 59 64 69 74 79 84 89 94 99

添付書類

- [1] 営業所の新設(令第3条に規定する使用人、専任技術者が新たに必要です。)**
- 変更届出書(第二面)(様式第二十二号の二)
 - 誓約書(様式第六号)
 - 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)
 - 新たに置かれる建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査(様式第十三号)
 - 新たに置かれる建設業法施行令第3条に規定する使用人の後見等登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)
 - 新たに置かれる建設業法施行令第3条に規定する使用人の身元(身分)証明書(発行から3ヶ月以内。ただし、外国人住民の方は、この証明書に代え住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、国籍などが確認できるもの。)を持参(原本提示)してください。)
 - 新たに置かれる専任技術者証明書(様式第八号 区分「3」)
 - 健康保険等の加入状況(様式第七号の3)
 - 営業所の写真(直近3か月以内に撮影した、以下のもの) P35参照
 - 営業所の外観(建物の全景がわかるもの)
※事務所がビル内等に所在する場合は、建物入口部分・テナント表示・テナント表示がない場合は、商号が判読できる集合郵便受けを写したものも必要
 - 営業所の名称が確認できる入口付近を写したのもの
 - 営業所の内部(建設業で使う事務用品や電話などを含む事務スペースの様子がわかるもの)
 - 建設業法第40条に規定する標識の写真(掲示状況及び記載内容のわかるもの)
 - 写真内に撮影日を印字するか、写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に撮影日を記載
 - 写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に建物の権利関係について記載(例: 自己所有、賃貸借等)
- [2] 営業所の廃止**
- 変更届出書(第二面)(様式第二十二号の二)
 - 専任技術者証明書(様式第八号 区分「5」)または届出書(様式第二十二号の三)
 - 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)

営業所の業種の変更、従たる営業所の所在地の変更及び名称の変更、従たる営業所の新設及び廃止の場合に添付します。
 (上記以外の届出の場合は添付不要です。)
 届出事項に関わる営業所(業種については主たる営業所を含みます。業種以外は様式第二十二号の二(第一面))のみを記載します。様式第1号別紙二とは取り扱いが異なりますので注意してください。

変更届出書(第二面)
 (様式第二十二号の二)

(用紙A4)

(第二面)

a. 主たる営業所の業種の変更の場合

区分 項番 3 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)
 大臣知事コード

許可番号 項番 3 (2. 2) 愛知県知事許可(一般) 項番 5 (0) 項番 10 (2) 項番 15 (3) 日
 令和 0 2 年 1 2 月 0 3 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

営業しようとする建設業 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)
 変更前 1 1

営業所の業種又は従たる営業所の所在地の変更の場合は「2」を、従たる営業所の新設の場合は「3」を、従たる営業所を廃止した場合は「4」をそれぞれ記入します。

区分が異なる場合はそれぞれ別の用紙を添付します。

「営業しようとする建設業」の欄には、許可を受けている建設業のうち当該営業所において営業しようとする建設業を上段に、従前の営業業種を「変更前」欄に一般(「1」)と特定(「2」)に区分して書きます。

b. 従たる営業所の名称変更の場合
 (新設と廃止をそれぞれ作成し添付します。)

区分 項番 3 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)
 大臣知事コード

許可番号 項番 3 (2. 2) 愛知県知事許可(一般) 項番 5 (0) 項番 10 (2) 項番 15 (3) 日
 令和 0 2 年 1 2 月 0 3 日

(従たる営業所)

フリガナ ニシミカワエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 西三河営業所

従たる営業所の所在地市区町村 都道府県名 愛知県 市区町村名 岡崎市

従たる営業所の所在地 藤生町 6 6 1 1

郵便番号 8 7 4 4 4 8 5 0 3 電話番号 0 6 6 4 - 2 7 - 2 7 0 9

営業しようとする建設業 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)
 変更前 1 1

「内容」の欄は変更のあった項目についてのみ変更後の内容を第一面にならって記載します。

区分 項番 3 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)
 大臣知事コード

許可番号 項番 3 (2. 2) 愛知県知事許可(一般) 項番 5 (0) 項番 10 (2) 項番 15 (3) 日
 令和 0 2 年 1 2 月 0 3 日

(従たる営業所)

フリガナ オカザキエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 岡崎営業所

従たる営業所の所在地市区町村 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地

郵便番号 電話番号

営業しようとする建設業 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)
 変更前 1 1

変更届出書(第二面)
様式第二十二号の二

営業所の業種の変更、従たる営業所の所在地の変更及び名称の変更、従たる営業所の新設及び廃止の場合に添付します。
(上記以外の届出の場合は添付不要です。)
届出事項に関する営業所(業種については主たる営業所を含みます。業種以外は様式第二十二号の二(第一面))のみを記載します。様式第1号別紙二とは取り扱いが異なりますので注意してください。

(用紙A4)

(第二面)

c. 従たる営業所の業種変更の場合

区分 項番 3
8 1 2 (営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更) 3. 従たる営業所の
新設 4. 従たる営業所の
廃止
大臣コード

許可番号 項番 3
8 2 2 3 愛知県知事許可(一般) 0 2 第 0 1 2 3 4 5 号 令和 0 2 年 1 2 月 0 3 日

(従たる営業所)

フリガナ ニシミカワエイギョウシヨ

従たる営業所の称 8 4 西 三 河 営 業 所

従たる営業所の所在地市町村 8 5 3 2 0 3 都道府県名 愛知県 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6 今 伊 勢 町 神 戸 字 立 切 1 - 4

郵便番号 8 7 4 9 1 - 4 0 5 3 電話番号 8 0 6 8 6 - 7 2 - 1 4 1 1

営業しようとする建設業 8 8 1 1 (1. 一般)
変更前 3

営業所の業種 又は 従たる営業所の所在地の変更の場合は「2」を従たる営業所の新設の場合は「3」を従たる営業所を廃止した場合は「4」をそれぞれ記入します。

区分が異なる場合はそれぞれ別の用紙を添付します。

「内容」の欄は変更のあった項目についてのみ変更後の内容を第一面にならって記載します。

「営業しようとする建設業」の欄には、許可を受けている建設業のうち当該営業所において営業しようとする建設業を上段に、従前の営業業種を「変更前」欄に一般(「1」と特定(「2」)に区分して書きます。

(第二面)

d. 従たる営業所の新設の場合

区分 項番 3
8 1 3 (2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更) 3. 従たる営業所の
新設 4. 従たる営業所の
廃止
大臣コード

許可番号 項番 3
8 2 2 3 愛知県知事許可(一般) 0 2 第 0 1 2 3 4 5 号 令和 2 9 年 1 2 月 0 3 日

(従たる営業所)

フリガナ イチノミヤエイギョウシヨ

従たる営業所の称 8 4 一 宮 営 業 所

従たる営業所の所在地市町村 8 5 2 3 2 0 3 都道府県名 愛知県 市区町村名 一宮市

従たる営業所の所在地 8 6 今 伊 勢 町 神 戸 字 立 切 1 - 4

郵便番号 8 7 4 9 1 - 4 0 5 3 電話番号 8 0 6 8 6 - 7 2 - 1 4 1 1

営業しようとする建設業 8 8 1 1 (1. 一般)
変更前 3

e. 従たる営業所の廃止の場合
項番81、82、84、88の下段を記載します。6ページ下段参照

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
→ 愛知 次郎	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	160株 ←
乙野 太郎	名古屋市中新栄2丁目2番24号	80株
丙野 三郎	居所 名古屋市千種区月ヶ丘17番 東京都新宿区西新宿2-8-1	40株
(株) 愛知名古屋建設	名古屋市中央区栄二丁目4番5号	20株
自己株式（自社で保有する自社株式）は、議決権がないため本様式に記載する必要はありません。		
相続等により新たな株主が決まっていない場合（遺産分割協議中など）には、未確定の株については記載せず、届出時点で確定している分のみを記載します。 なお、所有者が確定した際にも、変更届の提出が必要になる場合があります。		

株式会社の場合は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、その他の法人の場合は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている方全員について記載します。

以下のとおり、株数または出資額のいずれかを書きます。
株式会社(特例有限会社を含む)の場合は株数で書いてください。
持分会社の場合は出資額を書いてください。
単位(株、円)も書きます。

記載要領
この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

役員等の変更

様式第二十二号の二 (第八号)

退任、辞任、常勤から非常勤へ変更した役員が常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、常勤役員等及び当該役員等を直接に補佐する者、専任技術者であった場合には、その変更届も必要となります。(不在の期間が発生すると許可が取り消されますので注意してください。)

該当する番号を○で囲みます。

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 建設業法第15条第2号
 について変更があったので届出をします。

令和△年○月×日

名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
 ナゴヤコーポレーション(株)
 届出者 代表取締役 名古屋 太郎

登記事項証明書に記載されている変更の理由を書きます。

愛知県知事 殿
 大臣 コード
 許可番号 項番 3 5 2 9
 愛知県知事許可(般特)第 0 2 第 0 1 2 3 4 5 号
 許可年月日 令和 0 2 年 1 2 月 0 9 日
 法人番号 3 6 1 0 0 0 2 0 2 3 0 0 0 6

変更の生じた年月日を書きます。

a. 就退任の場合

「役員等の氏名」と書きます。

変更前、変更後を対比させて書きます。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	取締役 甲野 一郎	株主等 乙野 太郎	令和△年○月×日	退任
〃	〃	株主等 丙野 三郎	令和△年○月×日	追加
〃	取締役 丙野 三郎	株主等 丙野 三郎	令和△年○月×日	退任
〃	代表取締役 甲野 四郎	〃	令和△年○月×日	〃
〃	〃	顧問 甲野 四郎 (非常勤)	令和△年○月×日	就任
〃	〃	取締役 乙野 五郎 (非常勤)	令和△年○月×日	〃

1名につき1行使って書きます。

役員は退任するが、株主等として残る場合も記載します。

添付書類

- [1] 就任した場合
 - a 誓約書(様式第六号)
 - b 就任した役員等の住所、生年月日等の調書(様式第十二号)
 - c 後見等登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)
 - d 身元(身分)証明書(発行から3ヶ月以内。ただし、外国人住民の方は、この証明書に代え住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、国籍などが確認できるもの)を持参(原本提示)してください。)
 - e 変更日の記載されている履歴事項全部証明書(閉鎖事項証明書も必要となる場合があります。)
 - f 株主調書(様式第十四号)(株主等に変動がある場合のみ)
 - g 役員等の一覧表(様式第一号別紙一)
- [2] 退任した場合
 - h 変更日の記載されている履歴事項全部証明書(閉鎖事項証明書も必要となる場合があります。)
 - i 役員等の一覧表(様式第一号別紙一)

法人の役員(取締役、無限責任社員など)でない者が、新たに株主等に該当する場合(追加)又は該当しなくなる場合(削除)に変更届が必要となります。株主等については個人に限るため、株主等が法人の場合は役員等の変更の届出は不要です。

非常勤の場合は、氏名の後ろに「(非常勤)」と記載します。ただし、株主等の場合は、「(非常勤)」の記載は不要です。

[1][2]について、顧問、相談役、株主等の場合は、c,d,eの証明書は不要です。また、役員は退任するが、株主等として残る場合は、a~dの様式は不要です。

b. 代表者の交代の場合

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の変更の場合

濁点、半濁点も同じマスに記入します。

姓と名の間を1マス空けます。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	代表取締役 甲野 一郎	取締役 甲野 一郎	令和△年○月×日	退任
〃	〃	代表取締役 乙野 二郎	令和△年○月×日	就任
代表者の氏名	代表取締役 甲野 一郎	代表取締役 乙野 二郎	令和△年○月×日	代表者の交代
役員等の氏名	代表取締役 甲野 一郎	代表取締役 乙野 二郎	令和△年○月×日	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)

◎【入力事項】
 代表者又は個人
 の氏名のフリガナ 3 9 オ ツ ノ ジ ロ ク
 代表者又は個人
 の氏名 4 0 乙 野 二 郎

登記事項証明書に記載されている変更の理由を記載します。

代表者の就退任に伴い、表示上の代表者を交代する場合に記載します。

添付書類

- ・変更日の記載されている履歴事項全部証明書(閉鎖事項証明書も必要となる場合があります。)
- ・常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式第七号)及び常勤役員等の略歴書(様式第七号別紙)

登記簿上の代表者が複数いる場合は、表示上の代表者を変更する時に記載します。

c. 常勤⇔非常勤の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	取締役 丙野 三郎 (非常勤)	取締役 丙野 三郎	令和△年○月×日	非常勤から常勤
〃	取締役 丁野 四郎	取締役 丁野 四郎 (非常勤)	令和△年○月×日	常勤から非常勤

登記簿上の代表者が1人になる場合でも、表示上の代表者を変更する場合は、記載します。

d. 婚姻等による氏名の変更の場合

代表者に変更がある場合記入します。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	取締役 愛知 三郎	取締役 丙野 三郎	令和△年○月×日	氏の変更

◎【入力事項】
 代表者又は個人
 の氏名のフリガナ 3 9
 代表者又は個人
 の氏名 4 0

添付書類

- ・変更日の記載されている履歴事項全部証明書(変更があった役員に住民票抄(謄)本又は戸籍抄(謄)本の提示が必要となる場合があります。)
- なお、顧問、相談役、株主等の場合は、証明書は不要です。
- ※ 婚姻等により氏名の変更があった方が、常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者、専任技術者であった場合には、その変更届が必要となります。
- 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)については様式第七号 区分「2」、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者については様式七号の二 区分「2」、専任技術者については様式第八号 区分「3」及び「4」で変更します。

個人業者(事業主)の氏名の変更

常勤役員等(経営業務の管理責任者等)、専任技術者の変更

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係)

該当する番号を○で囲みます。

「事業主の氏名」と書きます。

変更前、変更後を対比させて書きます。

濁点、半濁点も同じマスに記入します。(例)

ガ、バ

姓と名の間を1マス空けます。

(用紙A4)
000006

変更届出書 (第一面)

不要の文字を消します。

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者 (建設業法第15条第2号) について変更があつたので届出をします。

令和 Δ年 ○月 ×日
名古屋市長 東区出来町二丁目8番1号
名古屋組
名古屋 一男

愛知県知事 殿
大臣 閣下
大府 閣下
許可番号 項番 3 5 2 3
愛知県知事 許可(般特) 第 0 1 2 3 4 6 号
許可年月日 令和 0 2 年 1 2 月 0 3 日
法人番号 3 6

個人事業の場合、空欄とします。

変更の理由を書きます。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
事業主の氏名	山田 一男	名古屋 一男	令和Δ年○月×日	氏の変更
役員等の氏名	山田 一男	名古屋 一男	令和Δ年○月×日	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)
専任技術者	山田 一男	名古屋 一男	令和Δ年○月×日	本店

変更の生じた年月日を書きます。

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9 ナ ゴ ナ カ ズ ナ

代表者又は個人の氏名 4 0 名 古 屋 一 男

所属する営業所の名称を書きます。

※ 住民基本台帳ネットワークシステムにより確認します。(ただし、**外国人住民の方は、住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、国籍)**などが確認できるもの)が必要です。)

また、変更をされる方が常勤役員等(経営業務の管理責任者等)、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者、専任技術者であった場合には、その変更届も必要となります。常勤役員等(経営業務の管理責任者等)については様式第七号 区分「2」、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者については様式七号の二 区分「2」、専任技術者については様式第八号 区分「3」及び「4」で変更します。

支配人(個人事業主で支配人を設けている場合)の変更

該当する番号を○で囲みます。

「支配人の氏名」と書きます。

変更前、変更後を対比させて書きます。

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者 (建設業法第15条第2号) について変更があつたので届出をします。

変更の理由を書きます。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
支配人の氏名	鈴木 孝		令和Δ年○月×日	退任
支配人の氏名		佐藤 義男	令和Δ年○月×日	新任

変更の生じた年月日を書きます。

添付書類

[1] 新任した場合

- 誓約書(様式第六号)
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日の調書(様式第十三号)
- 後見等登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)
- 身元(身分)証明書(発行から3ヶ月以内。ただし、**外国人住民の方は、この証明書に代え住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、国籍)**などが確認できるもの)を持参(原本提示)してください。)
- 変更日の記載されている支配人の登記事項証明書

[2] 退任した場合

- 変更日の記載されている支配人の登記事項証明書
- (注) 変更前の支配人が常勤役員等(経営業務の管理責任者等)であった場合は、その変更が必要になります。

令第3条に規定する使用人の変更

該当する番号を○で囲みます。

「令第3条に規定する使用人」と書きます。

変更の理由を書きます。

変更の生じた年月日を書きます。

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者 (建設業法第15条第2号)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
令第3条に規定する使用人	西三河営業所長 田中 守	西三河営業所長 伊藤 達	令和Δ年○月×日	退職のため

添付書類

- 誓約書(様式第六号)
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書(様式第十三号)
- 後見等登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)
- 身元(身分)証明書(発行から3ヶ月以内。ただし、**外国人住民の方は、この証明書に代え住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、国籍)**などが確認できるもの)を持参(原本提示)してください。)

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の変更

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 建設業法第15条第2号
 について変更があつたので届出をします。

記

a. 変更の場合

上段は法人、下段は個人の記載例。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	代表取締役 甲野 一郎	代表取締役 乙野 二郎	令和△年〇月×日	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)
役員等の氏名	山田 一男	名古屋 一男	令和△年〇月×日	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)

変更の生じた年月日を書きます。

b. 削除の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	代表取締役 甲野 一郎	/	令和△年〇月×日	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)
役員等の氏名	山田 一男	/	令和△年〇月×日	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)

届出者が個人事業主の場合は、職名の記載は不要です。

専任技術者の変更

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 建設業法第15条第2号
 について変更があつたので届出をします。

a. 追加の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	/	甲野 一郎	令和△年〇月×日	本店 ←

所属する営業所の名称を記載します。

b. 担当業種の変更の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	甲野 一郎	甲野 一郎	令和△年〇月×日	本店

c. 交替の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	甲野 一郎	丙野 三郎	令和△年〇月×日	本店

d. 交替ではない削除の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	甲野 一郎	/	令和△年〇月×日	本店

e. 営業所のみの変更の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	甲野 一郎	丙野 三郎	令和△年〇月×日	本店
専任技術者	丙野 三郎	甲野 一郎	令和△年〇月×日	春日井支店

専任技術者変更の各例示の具体例

- a.追加の場合 … 営業所の新設 等
- b.担当業種の変更の場合 … 資格取得に伴い複数業種の専任技術者となる 等
- c.交替の場合 … 前任者の退任に伴う専任技術者の交代 等
- d.交替ではない削除の場合 … 営業所の廃止、前任者が退任したが後任の専任技術者不在のため許可業種の一部廃業 等
- e.営業所のみの変更の場合 … 主たる営業所と従たる営業所の人事配置変更(担当する許可業種は変更なし) 等

株主や出資者が法人の場合は、当該株主や出資者をこの様式に記載する必要はありません。役員が総株主の議決権の100分の5以上を有する株主の場合は、役員として記載し、株主としての記載は不要です。

別紙一

(用紙A4)

役員等の一覧表

令和△年○月×日

フリガナを
忘れずに
記入してく
ださい。

「常勤の役員」とは、原則として、本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中その職務に従事している方をいいます。

役員等の氏名及び役名等			常勤・非常勤の別
フリガナ	氏名	役名等	常勤・非常勤の別
アイチ ジロウ	愛知 次郎	代表取締役	常勤
コウノ イチロウ	甲野 一郎	取締役	〃
オツノ ジロウ	乙野 二郎	〃	〃
ヘイノ サブロウ	丙野 三郎	〃	〃
テイノ シロウ	丁野 四郎	〃	非常勤
コウノ ジロウ	甲野 二郎	相談役	非常勤
ヘイノ タロウ	丙野 太郎	顧問	非常勤
テイノ ジロウ	丁野 次郎	株主等	

株主等の場合は、この欄は記入しません。

役員に含まれる方
「業務を執行する社員」：持分会社の業務を執行する社員。
「取締役」：株式会社の取締役。
「執行役」：指名委員会等設置会社の執行役。
「これらに準ずる者」：法人格のある各種の組合等の理事等。

なお、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等であり、常勤役員等（経営業務の管理責任者等）である方についても記載します。

また、本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る）、「規則第7条第1号口の常勤役員等を直接に補佐する者として申請があつた者」についても記載します。

この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する方がある場合にはその方についても記載します。

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

誓 約 書

$\left\{ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法大} \\ \text{分割承継法大} \end{array} \right\}$ 、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法大} \\ \text{分割承継法大} \end{array} \right\}$ の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

不要のものを消します。

令和 △年 ○月 ×日

申 請 者 *名古屋市中区三の丸三丁目1番3号*
~~譲 受 人~~ *愛知建設(株)*
~~合併存続法大~~ *代表取締役 愛知 次郎*
~~分割承継法大~~

愛知県知事 殿

法第8条各号に規定されている欠格要件については、建設業許可申請の手引(申請手続編10から11ページ)をよく読んで、該当する項目がないことを確認してください。

法人は**法務局に登記してある所在地**を書きます。
 個人事業の方は**住民票の住所**を書きます。

記載要領

$\left\{ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ 、 $\left[\begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right]$ については不要なものを消すこと

「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは

支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除きます。）の代表者です。よって、建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される方が該当します。

このため、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することが求められ、原則として、当該営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している必要があります。

変更に関係しない営業所を含め、全ての「従たる営業所」について記載します。
支配人の場合は、支配人の勤務する営業所の名称を書きます。

様式第十三号の記載内容と一致します。

様式第十一号（第四条関係）

（用紙A4）

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和△年○月×日

営業所の名称	職名	フリガナ 氏名
熱田営業所	熱田営業所長	アツタ シロウ 熱田 二郎
豊橋営業所	豊橋営業所長	トヨハシ サブローウ 豊橋 三郎

この様式に記載した方全員(顧問、相談役、株主等は除く)の、
後見等登記事項証明書(登記されていないことの証明書)及び身元(身分)証明書の添付が必要となります。
ただし、既に役員又は令第3条の使用人であった方は上記証明書は不要です。

法定代理人の場合は、
戸籍謄本等法定代理人の資格が確認できる資料(原本)を提示してください。

様式第十二号(第四条関係)

不要のものを消します。

許可申請者

法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等

の住所、生年月日等に関する調書

職名を書きます。

・株式会社、特例有限会社の場合
「代表取締役」
「取締役」
役員が株主等に該当する場合、職名欄に株主等であることの記載は不要。

・持分会社の場合
「代表社員」
「業務執行社員」

・個人の場合
「事業主」

・その他
「顧問」「相談役」
「株主等」

※委員会等設置会社で執行役になっている場合は「執行役」と書きます。

※非常勤の場合は職名の後に(非常勤)と記載します(「株主等」の場合は記載不要)。

住所	春日井市鳥居松町3番地65		
氏名	甲野 一郎	生年月日	昭和 40年 11月 30日生
役名等	取締役(非常勤)		
賞罰	年月日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
	令和 Δ年 〇月 ×日	氏名	甲野 一郎

住民票の住所を記載します。住民票の住所と異なる場所に住んでいる場合は居所として、両方記載します。
愛知県以外の場合は、都道府県名を記載します。

賞罰の欄には建設業について行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとします。
賞罰がなければ「なし」と書きます。

記載要領

- 「(法人の役員等) (本人 法定代理人 法定代理人の役員等)」については、不要のものを消す。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

◎「顧問」「相談役」「株主等」の場合は、「賞罰」の欄及び確認欄への記載は不要です。

居所の記載例

住所	東京都新宿区西新宿2-8-1	居所: 春日井市鳥居松町3番地65
----	----------------	-------------------

変更届出書(様式第二十二号の二)の変更後の欄に記載した営業所長、支店長及び支配人等について作成します。
ただし、様式第7号別紙、様式第7号の2別紙、及び様式第12号に記載した方(株主等として記載した場合を除きます。)については、作成不要です。

この様式に記載した方全員の、後見等登記事項証明書(登記されていないことの証明書)及び身元(身分)証明書の添付が必要となります。ただし、既に役員又は令第3条の使用人であった方は上記証明書は不要です。

様式第十三号(第四条関係)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

通勤を確認するための資料を求める場合があります。

様式第一号別紙二に書いた「従たる営業所」の名称を書きます。

営業所長の場合は「〇〇営業所長」と書きます。
支配人の場合は「支配人」と書きます。

住 所	豊橋市浜道町字桜5の6		
氏 名	豊橋 三郎	生 年 月 日	昭和 30 年 5 月 23 日生
営 業 所 名	豊橋営業所		
職 名	豊橋営業所長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 Δ 年 〇 月 × 日		氏 名 豊橋 三郎	

住民票の住所を記載します。住民票の住所と異なる場所に住んでいる場合は**居所**として、**両方**記載します。愛知県以外の場合は、都道府県名を記載します。

賞罰の欄には建設業について行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとします。

賞罰がなければ「なし」と書きます。

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

居所の記載例

住 所	東京都新宿区西新宿2-8-1	居所：豊橋市浜道町字桜5の6
-----	----------------	----------------

現在の役職名を書きま
す。

※事実発生後2週間以内の届出が必要ですが、届出を失念した等で、**変更年月日(変更の事実が発生した日)が令和2年9月30日以前、平成29年6月29日以前の届出をする場合**、変更後の経営業務の管理責任者の方はそれぞれ改正前の要件を満たしている必要がありますのでご注意ください。また、様式は改正前のものをお使いください。

様式第七号 (第三条関係)

この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。

原則として、当該経験期間における使用者(法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人事業主)の証明が必要となります(使用者の建設業許可の有無は問いません)。

現在法人成りしている元個人事業主が、個人事業主当時の自身の経験を証明する場合は、証明者欄に、現在の元事業主の住所、当時の名称を記載し、元事業主〇〇と記載します。

現在法人成りしている元個人事業主が、個人事業主当時の自身の経験を証明する場合は、証明者欄に、現在の元事業主の住所、当時の名称を記載し、元事業主〇〇と記載します。

使用者の証明を得ることができない場合は、現在許可を有する第三者の証明が必要となります。ただし、使用者の証明を得ることができる場合は、第三者の証明は認められません。第三者の証明とする場合は、この欄に、当該第三者の建設業許可番号と電話番号を記入してください。

また、**過去に同内容で証明を受けた方が、あらためて就任する場合は申請者本人の証明でもかまいません。**その事実が確認できる副本をご持参ください。

原則、片落ちで計算してください。

不要なものを消してください。

不要なものを消してください。

不要なものを消してください。

不要なものを消してください。

経営業務の経験を有する期間を書きます。
経験期間が中断している場合は、中断期間を含めないように行を分けて記載します。

証明者の立場からみた被証明者との関係を書きます。(「法人の役員」以外の例として、「法人の元役員」「本人」「第三者(同業者)」等があります。)

現在許可を有する第三者から証明を得た場合は、使用者からの証明を得ることができない理由を「備考」の欄に記載します。

記入例

1. 使用者が行方不明のため
2. 使用者が解散したため
3. 使用者が死亡したため など
※職歴は別紙に記載します。

使用者の証明が得られず、現在建設業許可を有する第三者を証明者とする場合は、証明内容について、当該第三者の十分な理解と了承を得た上で、証明者の欄に必要事項を記載してください。
なお、疑義が生じた場合は、当職から証明者に問い合わせをすることがあります。

許可申請者と被証明者との関係です。該当しないものを消します。

不要なものを消してください。

不要なものを消してください。

不要なものを消してください。

不要なものを消してください。

常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イに掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役

経験年数 平成11年4月から 令和6年4月まで 満25年0月

証明者と被証明者との関係 法人の役員

備考

令和6年

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知建設(株)
代表取締役 愛知 次郎

(2) 下記の者は、許可申請者(常勤の役員本人の支配人)で第7条第1号イに該当する者であることに相違ありません。

愛知県知事 殿

申請又は届出の区分 1 7 2 (1.新規 2.変更 3.常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和6年4月7日

大臣コード

許可年月日

許可番号 愛知県知事許可(般特)第02第112347号 令和02年12月15日

変更の年月日を書きます。事実発生後2週間以内に提出。

届出時に有効な許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

氏名 2 0 愛 知 次 郎

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

◎【変更前】

氏名 2 1 伊 野 一 郎

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕の略号で記入します。

住民票の住所を記載します。住民票の住所と異なる場所に住んでいる場合は居所として、両方記載します。

愛知県以外の場合は、都道府県名を記載します。

他の様式の住所欄も同じように記載します。

住所(居所)と営業所の距離が遠い場合などに、通勤を確認するための資料(通勤定期券、ETCカードの利用履歴等)を求める場合があります。

住所と居所が異なる場合は、居所について本人宛の公共料金の請求書などの写しが必要です(提示)。

カタカナで最初から2文字だけ記入します。濁点、半濁点も同じマスに記入します。(例) カ、バ

姓と名の間を1マス空けます。

- 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する場合は「イ(1)」に該当します。
- 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経営業務を管理した経験を有する場合は「イ(2)」に該当します。
- 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する場合は「イ(3)」に該当します。

(注) 新たに常勤役員等(経営業務の管理責任者等)になられる方については、5年以上の経験内容が確認できる資料を持参してください。(許可申請書の副本でよい場合もあります。)(なお、法人の役員経験を確認する際に、登記事項証明書(履歴事項全部証明書、場合によっては役員欄の閉鎖事項証明書)も必要となる場合もあります。)

* 常勤性の確認書類が必要となります。(個人事業主ご本人については不要です。)

この様式に記載されている経営業務の管理責任者の【原則】健康保険被保険者証の写し(勤務先が特定できるものに限る)
【勤務先が特定できない健康保険組合の健康保険被保険者証、適用除外承認を受けた国民健康保険被保険者証(建設国保等)、後期高齢者医療被保険者証などの場合は、これらの写しに加えて、以下の①~④のいずれかが【提示】)

◆①から順に確認をして、最初に当てはまった資料をお持ちください。

- 厚生年金標準報酬額決定通知書(70歳以上の場合は厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ)の写し
- 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)の写し
※個人番号(マイナンバー)が印字されている場合は、その部分を隠してから複写してください。
- 所得証明書(市区町村発行のもの) + 源泉徴収票の写し
※源泉徴収票は、所得証明書に対応する年次のものが必要です。
- 雇用保険被保険者証の写し + 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し(被保険者区分が「1」のものに限る)
※被保険者区分が「11」(高齢被保険者)の場合は勤務状態を確認できる資料が必要です。

* 出向者の場合や住所(居所)が勤務を要する営業所から著しく遠い場合等、追加で確認資料を求めることがあります。(申請手続編P22参照)

別紙

常勤役員等の略歴書

職名を書きます。

・株式会社、特例有限会社の場合
「代表取締役」
「取締役」

・持分会社の場合
「代表社員」
「業務執行社員」

・個人の場合
「事業主」「支配人」

※委員会等設置会社で執行役になっている場合は「執行役」と書きます。

※これらに準ずる者として認められた者についてはその具体的な職名を書きます。
例:「執行役員」

住民票の住所を記載します。住民票の住所と異なる場所に住んでいる場合は居所として、両方記載します。愛知県以外の場合は、都道府県名を記載します。

非常勤の場合は職名の後ろに(非常勤)と記載します。

出向の場合は、出向元と出向先がわかるように記載します。
例:三重建設(株)から愛知建設(株)へ出向

賞罰の欄には建設業について行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとします。

賞罰がなければ「なし」と書きます。

現住所	名古屋市中央区三の丸三丁目1番2号		
氏名	愛知 次郎	生年月日	昭和 35年 3月 15日生
職名	代表取締役		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 昭和 54年 4月 1日	岐阜土建(株)工事課に勤務 土木工事に従事	
	至 // 60年 3月 31日		
	自 // 60年 4月 1日	愛知建設を創業事業主	
	至 平成 11年 3月 31日		
	自 // 11年 4月 1日	三重建設(株)取締役(非常勤)に就任 現在に至る	
	至 令和 2年 10月 31日		
	自 平成 11年 4月 1日	愛知建設(株)代表取締役に就任 現在に至る	
	至 令和 6年 4月 31日		
	自 年 月 日		
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
賞罰	賞 罰 の 内 容		
	なし		
上記のとおり相違ありません。			
令和 6年 4月 20日		氏名 愛知 次郎	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

居所の記載例

現住所	東京都新宿区西新宿2-8-1	居所: 名古屋市中央区三の丸三丁目1番2号
-----	----------------	-----------------------

専任技術者の変更

同一の営業所においては、同一の建設業について2人以上の者を専任技術者として登録することはできません。

① [区分2]専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更(同一営業所内)

様式第八号 (第三条関係)

(用紙A4)

項番61の区分ごとに作成します。該当者については24ページを参考にしてください。

区分2の場合「(1)」に○をつけ不要の文字を消します。

不要の文字を消します。

濁点、半濁点も同じマスに記入します。

変更後の有資格区分を書きます。
 「建設業許可申請の手引(申請手続編)」38~42P表6参照。

変更年月日を書きます。

専任技術者証明書 (新規・変更)

(1) 下記のとおり { 建設業法第7条第2号 } に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません
 (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。 令和 6 年 4 月 20 日

申請者 届出者 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号 ナゴヤコーポレーション(株) 代表取締役 名古屋 太郎

区分 項番 61 2 (1.新規許可等) 2.専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3.専任技術者の追加 4.専任技術者の交替に伴う削除 5.専任技術者が置かれる営業所のみの変更

許可年月日 令和 6 年 4 月 20 日

許可番号 愛知県知事許可(般特)第02第0123456号

変更届として使用する場合には「申請者」を消します。

姓と名の間を1マス空けます。

元号をR、H、S、T、Mの略号で記入します。

同一営業所内での変更の場合、旧所属と新所属は同じになります。

営業所を移動し担当業種又は有資格区分の変更がある方も該当します。その場合は旧所属と新所属は一致しません。

通勤を確認するための資料(通勤定期券、ETCカードの利用履歴等)を求めめる場合があります。住所と居所が異なる場合は、居所について本人宛の公共料金の請求書などの写しが必要です(提示)。

変更届として使用する場合には「申請者」を消します。

姓と名の間を1マス空けます。

元号をR、H、S、T、Mの略号で記入します。

区分3の場合、新所属のみ記入します。

② [区分3]専任技術者の追加

様式第八号 (第三条関係)

(用紙A4)

区分3の場合、「(1)」に○をつけ不要の文字を消します。

不要の文字を消します。

区分3に該当する方については24ページを参考にしてください。

濁点、半濁点も同じマスに記入します。

該当する業種について22、23ページを参考にしてください。
 “一般建設業=1、特定建設業=2”とは限りませんので注意してください。

区分3の場合は記入しません。

該当する資格について「建設業許可申請の手引(申請手続編)」38~42P表6を参考にしてください。

追加年月日を書きます。

専任技術者証明書 (新規・変更)

(1) 下記のとおり { 建設業法第7条第2号 } に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません
 (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。 令和 6 年 4 月 20 日

申請者 届出者 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号 ナゴヤコーポレーション(株) 代表取締役 名古屋 太郎

区分 項番 61 3 (1.新規許可等) 2.専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3.専任技術者の追加 4.専任技術者の交替に伴う削除 5.専任技術者が置かれる営業所のみの変更

許可年月日 令和 6 年 4 月 20 日

許可番号 愛知県知事許可(般特)第02第0123456号

変更届として使用する場合には「申請者」を消します。

姓と名の間を1マス空けます。

元号をR、H、S、T、Mの略号で記入します。

区分3の場合、新所属のみ記入します。

③ [区分4]専任技術者の交替に伴う削除

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)
000003

専任技術者証明書（新規・変更）

(1) 下記のとおり { 建設業法第7条第2号 } に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。 令和 6年 4月 20日

区分4の場合、「(2)」に○をつけます。

不要の文字を消します。

区分4に該当する方については該当業種については後任の方がいなければなりませんので注意してください。(24ページ参照)

濁点、半濁点も同じマスに記入します。(例) ガ、バ

区分4の場合は記入しません。

削除年月日を書きます。

変更届として使用する場合には「申請書」を消します。

姓と名の間を1マス空けます。

元号をR、H、S、T、Mの略号で記入します。

削除前に担当していた業種及び有資格区分を書

区分4の届出の場合旧所属のみ記入します。

愛知県知事 殿 申請者届出者 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号 ナゴヤコーポレーション(株) 代表取締役 名古屋 太郎

区分 項番 大臣コード 許可番号 愛知県知事許可(般特)第012345号 令和 02年12月03日

記

氏名 氏名フリガナ ツシマ ヨシヒロ 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日 S 3 9 年 0 1 月 1 3 日

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分

変更、追加又は削除の年月日 令和 6年 4月 7日 営業所の名称 (旧所属) 一宮営業所 営業所の名称 (新所属)

④ [区分5]専任技術者が置かれる営業所のみの変更

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)
000003

専任技術者証明書（新規・変更）

(1) 下記のとおり { 建設業法第7条第2号 } に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。 令和 6年 4月 20日

区分5の場合、「(1)」に○をつけ不要の文字を消します。

不要の文字を消します。

区分5に該当する方については、営業所のみの変更でそれ以外は全く変更がない方が該当します。(24ページ参照)

濁点、半濁点も同じマスに記入します。(例) ガ、バ

変更前、変更後とも同じ建設工事の種類、有資格区分コードとなります。

担当営業所を変更した年月日を書きます。

変更届として使用する場合には「申請書」を消します。

姓と名の間を1マス空けます。

通勤を確認するための資料を求める場合があります。住所と居所が異なる場合は、居所について本人宛の公共料金の請求書などの写しが必要です(提示)。

区分5の届出の場合はこの部分のみが変更となります。

愛知県知事 殿 申請者届出者 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号 ナゴヤコーポレーション(株) 代表取締役 名古屋 太郎

区分 項番 大臣コード 許可番号 愛知県知事許可(般特)第012345号 令和 02年12月03日

記

氏名 氏名フリガナ トヨハシ タカカズ 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日 S 3 9 年 0 6 月 0 9 日

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有資格区分

変更、追加又は削除の年月日 令和 6年 4月 7日 営業所の名称 (旧所属) 本店 営業所の名称 (新所属) 豊橋営業所

- ・ 営業所専任技術者の添付書類及び資格一覧表
- ・ 専任技術者証明書における建設工事の種類、 有資格区分のコード番号表

(一般建設業)

法第7条第2号の該当区分	資格の要件	添付書類等	建設工事の種類、有資格区分のコード番号表	
		専任技術者	専任技術者	
			建設工事の種類	有資格区分
			項番64	項番65
イ	・学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の所定学科卒業後5年以上の実務経験のある方 (例)〇〇高等学校土木科卒	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 +実務経験証明書 <様式第9号>【添付】	1	01
	・学校教育法による大学(短期大学を含む)若しくは高等専門学校(短期大学を含む)の所定学科卒業後又は同法による専門職大学の前期課程の所定学科修了後3年以上の実務経験のある方 (例)〇〇大学建築学科卒	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 +認定書の写し【添付】		
	監理技術者資格者証の写し【添付】			
ロ	10年以上の実務経験のある方	実務経験証明書 <様式第9号>【添付】	4	02
		認定書の写し【添付】		
		監理技術者資格者証の写し【添付】		
ハ	特定の免許等のある方 (建築士、土木施工管理技士、〇〇技能士、〇〇基幹技能者等)	資格者証等の写し【添付】	7	[申請手続編]表6を参照
		資格者証等の写し【添付】 +実務経験証明書 <様式第9号>【添付】		
		講習修了証の写し【添付】		
		監理技術者資格者証の写し【添付】		
	実務経験の緩和を適用される方	申請業種の実務経験証明書 <様式第9号>【添付】 +技術的共通性を有する他業種の実務経験証明書 <様式第9号>【添付】		
		監理技術者資格者証の写し【添付】		
学校教育法による専修学校の専門課程の所定学科卒業後5年以上の実務経験のある方、又は、所定学科卒業後3年以上の実務経験のある方(専門士又は高度専門士の称号を付与されたものに限る)	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 +実務経験証明書 <様式第9号>【添付】	99		
	監理技術者資格者証の写し【添付】			
国土交通大臣が上記イ又はロに掲げる方と同等以上の知識及び技能を有すると認定した方	認定書の写し【添付】 (+監理技術者講習履歴)			

(特定建設業)

法第15条第2号の該当区分	資格の要件	添付書類等		建設工事の種類、有資格区分のコード番号表	
		専任技術者		専任技術者	
				建設工事の種類	有資格区分
				項番64	項番65
イ	国土交通大臣が定める試験に合格した方、又は免許を受けた方 (例)一級建築士	資格者証等の写し【添付】		9	[申請手続編]表6を参照
	監理技術者資格者証の写し【添付】				
ロ	前ページのイ、ロ、又はハに該当する方のうち、 請負金額が4,500万円以上 (昭和59年9月30日以前のもの は1,500万円以上、昭和59年以降平成6年12月27日以前のもの は3,000万円以上)	+ 前ページのイに該当 + 指導監督的実務経験	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 + 実務経験証明書 <様式第9号>【添付】 + 指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】	2	01
			監理技術者資格者証の写し【添付】		
	の元請工事について2年以上指導監督的実務経験のある方 (金額はいずれも消費税及び地方消費税を含む)	+ 前ページのロに該当 + 指導監督的実務経験	実務経験証明書 <様式第9号>【添付】 + 指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】	5	02
			監理技術者資格者証の写し【添付】		
※ 契約書等の原本など、その工事の内容(元請かどうか、業種、工事内容、請負金額、工期等)を確認できる書類の提示が必要。 (ただし、監理技術者証を提出する場合は、契約書等は不要です。) ※ 但し、指定建設業(土、建、電、管、鋼、舗、園)は除く。	+ 前ページのロに該当 + 指導監督的実務経験	資格者証等の写し【添付】 + 指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】	8	99	
		資格者証等の写し【添付】 + 実務経験証明書 <様式第9号>【添付】 + 指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】			
		申請書種の実務経験証明書 <様式第9号>【添付】 + 技術的共通性を有する他業種の実務経験証明書 <様式第9号>【添付】 + 指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】			
		卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 + 実務経験証明書 <様式第9号>【添付】 + 指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】			
	監理技術者資格者証の写し【添付】				
ハ	国土交通大臣(旧建設大臣) に、イ又はロに掲げる方と同等	認定書の写し【添付】 (+ 監理技術者講習履歴)		3	03
		監理技術者資格者証の写し【添付】			
	以上の能力を有すると認定された方	認定書の写し【添付】 (+ 監理技術者講習履歴)		6	04
		監理技術者資格者証の写し【添付】			

【専任技術者の変更、追加、削除についての専任技術者証明書の記載要領】

◎区分毎に1枚ずつ作成します。

○区分2(専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更)

同一営業所内での変更の方、及び営業所を移動し担当業種又は有資格区分の変更がある方が該当します。

※ 営業所の一部業種の廃業(削除)に伴い担当業種、有資格区分に変更が生じる(その営業所の専任技術者として残る)場合にも該当します。

○区分3(専任技術者の追加)

新たに専任技術者となった方、氏名に変更のあった方(変更後の氏名)が該当します。

○区分4(専任技術者の交代に伴う削除)

営業所の専任技術者の変更に伴って削除される方、氏名に変更のあった方(変更前の氏名)が該当します。

(注)・ 営業所を廃止し、その営業所の専任技術者が自社の他の営業所の専任技術者とならない場合は、様式第八号ではなく、届出書(様式第二十二号の三)により専任技術者の削除の届出をします。

・ **営業所の一部業種の廃業(削除)**に伴い担当業種、有資格区分に変更が生じる(その営業所の専任技術者として残る)場合には区分2の届出となります。

・ **営業所の一部業種の廃業(削除)**に伴い、**専任技術者を交代する場合は、専任技術者証明書ではなく届出書(様式22号の3)により元の専任技術者を削除します。**

○区分5(専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

専任技術者が置かれる営業所のみを変更し、担当業種、有資格区分には変更がない方が該当します。

※ 営業所を廃止し、その営業所の専任技術者が自社の他の営業所の専任技術者となる場合で、

担当業種、有資格区分に変更がない場合も区分5に該当します。

(注) 担当業種、有資格区分が変更すると区分2の届出となります。

※ 区分2、3、5では**常勤性の確認書類**が必要となります。

営業所の専任技術者になられる方(個人事業主ご本人については不要です。)の【原則】健康保険被保険者証の写し(勤務先が特定できるものに限る)

(勤務先が特定できない健康保険組合の健康保険被保険者証、適用除外承認を受けた国民健康保険被保険者証(建設国保等)、後期高齢者医療被保険者証などの場合は、これらの写しに加えて、以下の①～④のいずれか【提示】)

◆①から順に確認をして、最初に当てはまった資料をお持ちください。

① 厚生年金標準報酬額決定通知書(70歳以上の場合は厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ)の写し

② 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)の写し

※個人番号(マイナンバー)が印字されている場合は、その部分を隠してから複写してください。

③ 所得証明書(市区町村発行のもの) + 源泉徴収票の写し

※源泉徴収票は、所得証明書に対応する年次のものがが必要です。

④ 雇用保険被保険者証の写し + 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し(被保険者区分が「1」のものに限る)

※被保険者区分が「11」(高齢被保険者)の場合は勤務状態を確認できる資料が必要です。

* 出向者の場合や住所(居所)が勤務を要する営業所から著しく遠い場合等、**追加で確認資料を求めることがあります。**

(申請手続編P22参照)

実務経験証明書

は、とび・土工・コンクリート 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

許可を受けようとする建設工事の種類を書きます。

この証明書は、建設工事の種類、技術者、証明者、当時の使用者ごとに各々別の証明書を作成します。

◎直近の実績から順に作成してください。(実績がない時期は空いても問題ありません。)

法第7条第2号の該当区が(ハ)に該当し、かつ実務経験が不要とされる方はこの証明書は必要ありません。

建設工事の実務の経験をした時の使用者の商号又は名称を書きます。

建設工事の実務の経験をした時の所属(部課名等)を書きます。小規模事業者などで明確な所属が存在しない場合は、「取締役」、「事業主」、「現場監督」や「職長」などの職名を書きます。

個人名は伏字にせず、そのまま書きます。

使用者の証明を得ることができない理由を書きます。

記入例
1. 使用者が行方不明のため
2. 使用者が解散したため
3. 使用者が死亡したため
など

なお、個人事業主も証明者となれるため、「自営のため」は使用者の

過去に同内容で証明を受けた方が、あらためて許可申請をする場合、申請者本人の証明でもかまいません。その事実が確認できる副本をご持参ください。ただし、記載内容(業種や経験年数)については、再度審査をします。

第三者を証明者とする場合は、当該第三者の建設業許可番号と電話番号も記載します。

証明者の立場から見た技術者との関係を書きます。「(使用人)以外の例として、「本人」「法人の役員」「元使用人」「第三者(同業者)」等があります。

氏名	佐々木 利一	生年月日	昭和40年5月23日	使用された期間	平成 11年 4月 から 令和 6年 4月 まで
使用者の商号又は名称	愛知建設株式会社				
職名	実務経験の内容				
	→ 工事部工事管理課 名古屋マンション外構工事 施工・監督 平成27年10月から平成27年11月まで				
	田原邸解体工事 平成28年9月から平成28年9月まで				
	兼田邸基礎工事 平成29年6月から平成29年6月まで				
	岡崎マンション土留工事 平成30年4月から平成30年6月まで				
	平和工業(株)工場内コンクリート打設工事 平成31年2月から平成31年3月まで				
熱田営業所	兼田邸基礎工事 令和2年1月から令和2年1月まで				
	平成アパート駐車場整地工事 令和3年9月から令和3年10月まで				
	三河邸新築工事の内足場工事 令和4年7月から令和4年7月まで				
	アイチパーキング乗入工事 令和5年10月から令和5年10月まで				
	鈴木事務所駐車場整地工事 令和6年1月から令和6年2月まで				
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	合計 満 26 年 0 月				

記載要領
1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部署名等に記載すること。
3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

実務経験の内容を確認するために、契約書、見積書、工程表等の提示を求める場合があります。

「使用者の商号又は名称」欄に記載した使用者に雇用されていた期間を記載します。

この期間は、左の工事に従事した期間を書きます。

従事した工事のうち、暦年(1月から12月)に1件主な工事を必要年数分書きます。年またぎの工事については原則、工期の始期が終期のどちらか一方の年の工事とします。(年またぎ工事が複数ある場合は、始期が工期かの選択は統一します。)なお、必要年数分は、最新のものとします。また、従事した工事の内容を具体的に書きます。

使用された期間のうち、建設工事の実務に従事した期間の合計を書きます。許可を受けようとする業種に従事した割合を聞き取ります(建設業以外の職種を兼業している場合は、そのことを加味した割合を聞き取ります。)

実務経験証明書が複数枚となる場合は、直近の証明書から、1枚で何年分の証明となるかを考え、必要年数分に到達するまで次の証明書で証明します。(あと3.5年分証明が必要であれば次の証明書では4件の工事の記載が必要。)下表(実務経験証明書が複数枚となる場合の記載件数の例示)を参照してください。

【証明者となるものの例示】

①	原則として使用者が証明者となります。なお、現在は法人成りしている元個人事業主が、個人事業主当時の使用者の経験を証明する場合は、証明者欄に、現在の元事業主の住所、当時の名称を記載し、「元事業主 ○○」と記載します。	(A会社勤務) H18.3 H20.10 (B会社勤務) R6.4 A会社証明 B会社証明
②	個人事業主自身の実務経験は、事業主が証明者となります。なお、現在は法人成りしている元個人事業主が、個人事業主当時の自身の経験を証明する場合は、証明者欄に、現在の元事業主の住所、当時の名称を記載し、「元事業主 ○○」と記載します。	H18.3 R6.4 事業主証明
③	使用されていた期間と自営の期間を合わせて10年以上となる場合には、使用されていた期間は使用者の証明、自営の期間は事業主が証明者となります。証明書は別々に作成します。	(A会社勤務) H18.3 H20.10 (自営) R6.4 A会社証明 事業主証明
④	使用者が倒産等で証明を得ることができない正当な理由がある場合は、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄にその理由を書いて、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に関する実務経験を証明できる現在許可を有する第三者が証明者となります。(この例示の場合で、証明者が同一である場合でも、A会社に使用されていた期間とB会社に使用されていた期間では別の証明書を作成します。)	(A会社勤務) H18.3 H20.10 (B会社勤務) R6.4 A会社倒産 B会社倒産 実務経験を証明できる現在許可を有する第三者証明 実務経験を証明できる現在許可を有する第三者証明

使用者の証明が得られず、現在建設業許可を有する第三者を証明者とする場合は、証明内容について、当該第三者の十分な理解と了承を得た上で、証明者の欄に必要事項を記載してください。なお、疑義が生じた場合は、当職から証明者に問い合わせをすることがあります。

【実務経験証明書が複数枚となる場合の記載件数の例示】

【例：(直近から) a会社で10年、b会社で6年、c会社で6年勤務しており、許可を受けようとする業種に従事した割合がいずれも50%である場合で、計10年証明したい場合】

①a会社の証明書において直近から10行記載します。(証明年数は5年)
 ②b会社の証明書において直近から5行(あと5年不足しているので)記載します。(証明年数は2年6月。①+②=7年6月。)
 ③c会社の証明書において直近から3行(あと2年6月不足しているので)記載します。

○この証明書は特定建設業の許可を受けようとする場合で、法第15条第2号の該当区分が(ロ)に該当した方について作成します。

○建設工事の種類、技術者、証明書、当時の使用者ごとに各々別紙に作成しますが、ここでの工事は元請工事で、請負金額(消費税及び地方消費税を含む)が右表のものに限られます。

工事に従事した時	請負金額
昭和59年9月30日以前	15,000千円以上
昭和59年10月1日以降 平成6年12月27日以前	30,000千円以上
平成6年12月28日以降	45,000千円以上

様式第九号の記載要領に準じて書きま

様式第七号(第十三条関係)

(用紙A4)

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、**水道施設** 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 6 年 4 月 20 日

従事した工事現場において就いていた地位を書きます。

名古屋市北区清水5丁目6番9号
証明者 **城北建設(株)**
代表取締役 **山本 弘**

証明者の立場から見た技術者との関係を書きます。「元使用人」以外の例として、「法人の役員」「使用人」「第三者(同業者)」等があります。

記

被証明者との関係 **元使用人**

技術者の氏名	山本 良男	生年月日	昭和36年6月24日	使用された期間	令和 2 年 4 月から 令和 6 年 3 月まで
使用者の商号又は名称	城北建設株式会社				
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数	
名古屋市	120,000 千円	現場副所長	犬山取水揚取水施設工事	令和 2 年 4 月から 令和 3 年 2 月まで	
〃	160,000 千円	〃	春日井浄水揚浄水施設工事	令和 3 年 11 月から 令和 4 年 10 月まで	
〃	51,600 千円	〃	鶴屋上野浄水揚地内水道管布設工事	令和 5 年 8 月から 令和 6 年 1 月まで	

請負契約の相手方の名称を書きます。

指導監督的な実務に従事した期間を書きます。単に契約工期を書くものではありません。

※ 確認書類が必要となります。
証明書に記載する工事について記載内容の確認ができる契約書(原本)、又は、注文書(原本)及び請書(控え)を持参してください(元請かどうか、業種、工事内容、請負金額、工期などを確認します)。この方法以外での確認(注文書のみ等)は認められません(発注証明書での確認も認められません)。

指定建設業(土、建、電、管、鋼、舗、園)については、指導監督的実務経験は認められません。

使用者の証明を得ることができない場合は、その理由を書きます。

- 記入例
1. 使用者が行方不明のため
 2. 使用者が解散したため
 3. 使用者が死亡したためなど

経験年数を合計して満2年以上になることが必要です。

この場合の経験年数は各々の工事の経験年数を片落計算して算出します。使用された期間ではありませんので注意してください。

					年 月 まで
	千円				年 月 月 月 まで
					年 月 月 月 まで
					年 月 月 月 まで
					年 月 月 月 まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 2 年 2 月	

記載要領

1. この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事(平成6年12月28日以前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日以前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの)1件ごとに記載すること。
2. 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位に記載すること。
3. 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請事名等を具体的に記載すること。
4. 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

変更の届出の場合、「(2)」に○をつけ、「申請者」を消します。

健康保険等の加入

健康保険等の加入状況の変更

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出します。

届出時に有効な許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

令和 ○ 年 △ 月 × 日

愛知県知事 殿

不要の文字を消します。

申請者 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知建設(株)
届出者 代表取締役 愛知 次郎

許可年月日

許可番号 愛知県知事 許可(一般特一〇二)第〇12345号 令和〇2年12月03日

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	雇用保険
本店	(25人 5人)	1	1	1	77アアア99999	77アアア99999
豊橋営業所	(6人 0人)	1	1	2	77アアア99999	23301999999-000
	()人				77アアア99999	77アアア99999
	()人					
合計	(31人 5人)					

加入は「1」、適用除外は「2」、一括適用の承認に係る営業所、継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入します。

「営業所一覧表」(様式第一号別紙二、第二十二号の五別紙二、様式第二十二号の七別紙二、様式第二十二号の八別紙二、様式第二十二号の十別紙二)に記載した順に記入します。

役員又は個人事業主を含め、名称や雇用形態に関わらず全ての従業員数を記入(保険に加入している人数ではありません。非常勤の役員、従業員等も含みます。)()内には、役員又は個人事業主(個人事業主の同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記入します。

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては健康保険組合名)を記入。

一括適用の承認に係る営業所ではない場合で、当該営業所が小規模であるため、人事管理部門がある本店で全ての営業所の保険加入手続きを行っている場合は、当該営業所について、加入有「1」と記入し、「事業所整理記号等」の欄は、本店に記入した内容と同一の内容を記入します。

雇用保険の労働保険番号を記入します。

全ての営業所の従業員数の合計を記入します。営業所が1か所しかない場合も記入します。

保険加入の有無に「2」(適用除外)を記入する場合の例

- ◆健康保険
 - ・従業員が4人以下である個人事業主である場合
 - ・健康保険の被保険者となるべき従業員が年金事務所長の承認を受けて「全国土木建築国民健康保険組合」等の国民健康保険に加入している場合
- ◆厚生年金
 - ・従業員が4人以下である個人事業主である場合
- ◆雇用保険
 - ・法人で役員(取締役等)以外の従業員を雇用していない場合
 - ・個人事業主で、事業主本人および事業主の同居親族以外の従業員を雇用していない場合

※上記の例以外にも、適用除外となる場合があります。詳しくは、健康保険・厚生年金については所管の年金事務所、雇用保険については所管の公共職業安定所(ハローワーク)へお問い合わせください。

【確認資料】

- ◆健康保険・厚生年金保険
 - ・健康保険及び厚生年金保険の保険料に係る「領収証書」の写し【提出】又は「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し【提出】又は「納入証明書」(原本)【提出】
 - ※申請時3か月以内のもの。
- ◆雇用保険
 - 自社で申告納付の場合
 - ・申請時直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」(控えの写し) 及び 下記①～③のいずれかを【提出】
 - ①保険料の納入に係る「納付書・領収証書」の写し ②「領収済額通知書」の写し ③「納付済額証明書」(原本)
 - 労働保険事務組合に委託している場合
 - ・申請時直近の事務組合発行の「労働保険料等納入通知書」(写し)【提出】 及び 保険料の納入に係る「労働保険料等領収書」(写し)【提出】

変更の届出(平成28年6月1日以降の変更分から)

- ◆次の場合は、変更の事実発生後2週間以内に本様式により変更の届出をすること
 - ①保険加入の有無に変更があった場合 ②新たに営業所を追加した場合 ※営業所の移転等に伴い、事業所整理番号のみが変更した場合の届出は不要です。
- ◆従業員数に変更が生じた場合(上記①②に該当する場合を除く)は、毎事業年度経過後4月以内に本様式により届出をすること

届出書(経営業務の管理責任者が複数人いた場合の削除、専任技術者の交替を伴わない削除、欠格要件該当等)

様式第二十二号の三 (第十条の二関係)

届 出 書

(用紙A4)
000008

行政書士の代理申請の場合は、届出者名等を記載し、その下に代理人の住所・職氏名を記載します。

「届出者」の住所は主たる営業所の所在地を記載します。

届出時に有効な許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可番号を右詰で記入します。

元号を、R、H、S、T、Mの略号で記入します。

当該技術者が専任技術者となっていた業種を略号で書きます。

該当する番号を○で囲みます。

不要の文字を消します。

姓と名の間を1マス空けます。

欠格要件に該当した場合は理由を具体的に書きます。

下記のとおりに、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(4) 専任の技術者を削除した
(5) 欠格要件に該当するに至った
ので届出をします。

令和 Δ 年 ○ 月 × 日

愛知県知事 殿

届出者

名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
ナゴヤコーポレーション(株)
代表取締役 名古屋 太郎

項番 大臣コード
許 可 番 号 [5] [1] [2] [3]

愛知県知事許可(般特)第 [0] [2] 第 [0] [1] [2] [3] [4] [5] 号

許可年月日
令和 [0] [2] 年 [1] [2] 月 [0] [3] 日

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 [5] [2] [甲] [野] [一] [郎]

生年月日 [5] [2] [2] 年 [0] [7] [2] [4] 日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
(3) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 [5] [3] [加] [藤] [一] [平]

生年月日 [5] [3] [4] 年 [1] [1] [1] [8] 日

営業所の名称 星瀬営業所

建設工事の種類 大工

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 [5] [3] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

生年月日 [] [] [] 年 [] [] [] 月 [] [] [] 日

営業所の名称 _____

建設工事の種類 _____

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 [5] [3] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

生年月日 [] [] [] 年 [] [] [] 月 [] [] [] 日

営業所の名称 _____

建設工事の種類 _____

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

◎事例1

従たる営業所がない場合で、大工と内装を担当している専任技術者Aを削除し、大工を担当する専任技術者Bを追加し、内装を廃業する場合。

■必要な書類(様式)

専任技術者Aを削除する届出書(様式第二十二号の三)、専任技術者Bを追加する専任技術者証明書(様式第八号)、内装を一部廃業する廃業届(様式第二十二号の四)、主たる営業所の業種廃止及び専任技術者を変更する変更届出書(様式第二十二号の二(第一面および第二面))、4、6ページ参照

◎事例2

従たる営業所がない場合で、大工と内装を担当している専任技術者Aの担当業種を内装のみに変更し、大工を廃業する場合。

■必要な書類(様式)

専任技術者Aの担当業種を変更する専任技術者証明書(様式第八号)、大工を一部廃業する廃業届(様式第二十二号の四)、主たる営業所の業種廃止及び専任技術者を変更する変更届出書(様式第二十二号の二(第一面および第二面))、4、6ページ参照

行政書士による代理・代行手続の場合は、様式余白に必ず職氏名を記載し、行政書士職印を押印してください。

廃業届(建設業の廃業)

廃業等の理由(5)以外の場合の記載の例

上段には 法人の所在 及び 商号、下段には 相続人、破産管財人、代表清算人 または 元役員 の住所 及び 職氏名 を記入します。

名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
ナゴヤコーポレーション(株)
名古屋市中区丸の内一丁目2番3号
破産管財人 菅財 太郎

届出者

様式第二十二号の四 (第十条の三関係)

廃業届

(用紙A4)
0000009

行政書士の代理申請の場合は、届出者名等を記載し、その下に代理人の住所・職氏名を記載します。

不要の文字を消します。

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

廃業届については、法人の場合は登記上、個人の場合は住民票の住所を記載してください。

区分に応じて「1」又は「2」を記入します。

愛知県知事 殿

届出者

名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
ナゴヤコーポレーション(株)
代表取締役 名古屋 太郎

届出時に有効な許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

届出の区分 5 4 2 (1. 全部の業種の廃業) (2. 一部の業種の廃業)

大臣コード
5 5 2 3
許可番号

許可年月日
令和 0 2 年 1 2 月 0 3 日

許可番号を右詰で記入します。

記
廃止した建設業 5 6 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消消解
届出時に許可を受けている建設業 5 7 1 2

今回廃業する業種を上段に、これを含めた現在許可を有しているすべての業種を下段に、一般「1」、特定「2」で記入します。

【備考】

廃業等の年月日 令和 6 年 4 月 1 日
廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため (2) 法人が合併により消滅したため (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため (5) 許可を受けた建設業を廃止したため

行政書士による代理・代行手続の場合は、様式余白に必ず職氏名を記載し、行政書士職印を押印してください。理由(5)の場合は、代行申請の場合も下表に記載の本人確認資料に代えて、届出者からの委任状の提出が必要です。

一部廃業で、経營業務の管理責任者等又は専任技術者の変更である場合は、確認書類で本人であることが担保されるため、本人確認資料の提示は不要です。

※ 廃業届の届出者は廃業の理由により建設業法第12条第1項各号に規定されています。適法な届出者以外の者が届けた(届出者欄の署名者)場合は、受理できないので、下記の区分にしたがって届出書を提出してください。また、適法な届出者であるかどうかを窓口で確認いたしますので、登記事項証明書や戸籍謄本等の届出者であることを証明できる資料をご持参ください。

Table with 4 columns: 事項, 届出者, 添付資料, 確認資料. It details requirements for different types of business closures, such as death of the permit holder, merger, bankruptcy, or dissolution.

確認資料（提出又は提示）

○：必要書類(省略不可) 提出又は提示

△：1～3のいずれか(複数の組み合わせ可)で証明に必要な期間を確認できる書類を提出又は提示

項目	確認資料 (次の書類の他に必要に応じて別途資料の提出又は提示を求めることがあります。)	提出 又は 提示	摘要	
常勤役員等（経営業務の管理責任者等） 経営業務の管理責任者としての経験内容の確認（地位、職務、年数、業種等）	1 （建設業の事業者としての経験） （建設業の事業者としての経験を受けていない）	a 及び b の書類 を必要年数分 a 確定申告書(控え:第一表から、収支内訳書又は青色申告決算書等一式添付のもの) + 所得証明書(原本、市区町村発行のもの)を必要年数分【提示】 b 該当年に施工した次の①、②、③のいずれかを必要年数分提出(工事内容、業種、請負実績の判断できるものに限る。) ① 契約書【写しを提出】 ② 注文書【写しを提出】 + それに対応する請書控【写しを提出】 ③ 注文書、請書控、請求書のいずれか【写しを提出】+ 入金(「通帳」又は「預金取引明細票」等第三者機関が発行したもの)【写しを提出】 ※金額が一致しない場合は相違が確認できる資料(他工事の請求書、支払い明細書等)【提示】	△	・aの書類は、確定申告書と所得証明書の両方が必要となります(ただし、所得証明書が発行機関の理由により持参することができない方は事前に申請窓口にご相談してください。) ・bの書類(①～③のいずれか)の必要件数は、次ページ「請負確認方法について」をご覧ください。
	2 （建設業の法人の役員経験） （建設業の法人の役員経験を受けていない）	a 及び b の書類 を必要年数分 a 登記事項証明書(履歴事項全部証明書、証明期間中の必要年数について、法人の目的および継続して役員であったことが確認できるもの)【提示】 b 該当年に施工した次の①、②、③のいずれかを必要年数分提出(工事内容、業種、請負実績の判断できるものに限る。) ① 契約書【写しを提出】 ② 注文書【写しを提出】 + それに対応する請書控【写しを提出】 ③ 注文書、請書控、請求書のいずれか【写しを提出】+ 入金(「通帳」又は「預金取引明細票」等第三者機関が発行したもの)【写しを提出】 ※金額が一致しない場合は相違が確認できる資料(他工事の請求書、支払い明細書等)【提示】	△	・aについて、変更等されている場合、閉鎖事項証明書が必要になる場合があります。 ・bの書類(①～③のいずれか)の必要件数は、次ページ「請負確認方法について」をご覧ください。
	3 （建設業の事業者としての経験を受けていない建設業の事業者を含む）	過去に経営業務の管理責任者として証明されている場合 過去に経営業務の管理責任者として証明されていない場合 ・個人事業主(支配人を設置した場合) ・法人の役員 ・令第3条の使用人 ・支配人	過去に経営業務の管理責任者として証明されていることが確認できる以下の書類【提示】 ・許可申請書副本又は経営業務管理責任者証明書(様式第7号)(変更届)の副本 経営業務の管理責任者としての経験年数を確認できる申請書類(副本)等【提示】	△

<請負確認方法について>

(1) 次の場合については **b** の書類について、「年1件」の確認でも足りるものとします。

個人の事業主の経験

確定申告書の記載内容から年間を通じて建設業を営んでいたことが明らかな場合
(※33 ページの図でご確認ください。)

法人の役員の経験

経験を確認しようとする期間すべてにおいて、登記事項証明書の目的欄に、建設業の業種に関する事項が記載されており、当該業種の建設業を営んでいると確認できる場合

※目的が変更されており、目的に建設業に関する事項が記載されていない期間も含んで経験を認める場合は、年1件ずつの請負確認にはできません。

※目的欄に記載されている業種以外の請負実績を持参する場合、年1件の請負確認にはできません。

例：目的が「管工事業」の場合 → 管工事業の実績であれば年1件の確認にできます。

目的が「給湯器の設置工事」の場合 → 給湯器の設置工事の実績であれば年1件の確認にできます。

(※施工をすることまで目的に記載されていないと年1件の請負確認にはできません。)

目的が「給湯器の販売」の場合 → 年1件の確認にはできません

目的が「給湯器の販売、施工」の場合 → 給湯器の設置工事であれば年1件の確認にできます。

(2) 上記に該当せず、前ページ **a** の書類の内容に不備がある場合

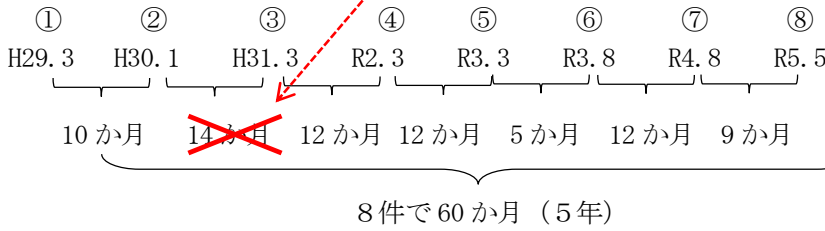
◇請負確認方法 (建設業の許可を受けていない業者での経験)		<確認方法>
a 及び b の書類を必要年数分		
a	個人の事業主経験	<p><u>確定申告書</u> (控え：第一表から、収支内訳書又は 青色申告決算書等一式添付のもの) + <u>所得証明書</u> (原本、市区町村発行のもの)</p> <p><u>登記事項証明書</u> (証明期間中の必要年数について、継続して役員であったことが確認できるもの)</p>
	法人の役員経験	
b	<p>該当年に施工した次の①、②、③のいずれか (工事内容、業種、請負実績の判断できるものに限る。)</p> <p>①契約書 ②注文書+それに対応する請書控 ③注文書、請書控、請求書のいずれか+入金が明確に分かるもの(「通帳」又は「預金取引明細票」等第三者機関が発行したもの)</p>	<p><u>確定申告書の不備や法人の目的に関わらず、b ①～③のいずれかの書類で確認できた請負と次の請負との間隔が 12 か月を超えない場合、その間を連続した請負期間として認定します (片落ち計算)。</u></p> <p>この間隔が 12 か月を超えなければその間の月数を経験として認めます (片落ち計算)。</p> <p>(例) 請求書+入金確認 (その1)</p> <p>① ② ③ ④ ⑤ ⑥</p> <p>H30.12 R1.12 R2.12 R3.12 R4.12 R5.12</p> <p>12か月 12か月 12か月 12か月 12か月</p> <p>6件で60か月 (5年)</p> <p>【法人】 H27.12.1~R2.12.31 の間、継続して役員であったことを登記事項証明書で確認します。</p> <p>【個人】 H27年~R2年分の確定申告書+所得証明書で継続して個人事業主であったことを確認します。</p>

⇒ ①②③の書類はいずれも写しを提出。

⇒ 次ページに (2) の請負確認方法の参考例を記載します。

間隔が12か月を超えたため連続期間として認められない

【パターン1：請求書+入金確認】



【法人】H29. 3. 1～R5. 5. 30の間、継続して役員であったことを登記事項証明書で確認します。
 【個人】H29年～R5年分の確定申告書+所得証明書で継続して個人事業主であったことを確認します。
 (期間経過等によって所得証明が発行されない場合は、確定申告書の内容を確認の上、事業主経験を認めます。)

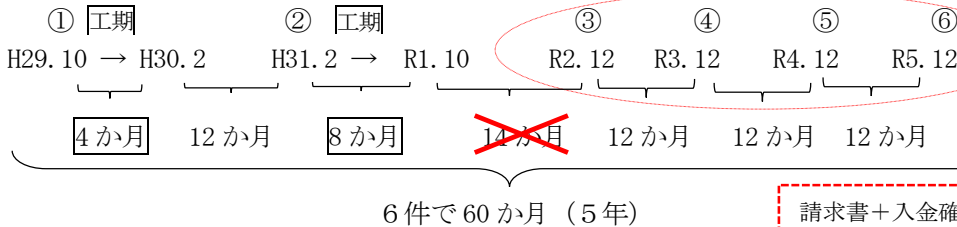
※計算の基準

- ①請求書+入金確認：請求書の発行月
- ②注文書+入金確認：注文書の発行月
- ③請書控+入金確認：請書の発行月
- ④契約書：契約月（工期併用可）
- ⑤注文書+請書：注文書の発行月又は請書の発行月（ただし、確認期間を通してどちらかに統一、工期併用可）

①～⑤を組み合わせることはできますが、同一工事を重複して用いることは認めません。
 (認められない例)
 ・注文書+初月の出来高の入金確認と同一請負の請求書+完了分の入金確認
 ・契約書と当該請負の完了分の請求書+入金確認

【パターン2：契約期間を使う場合】

契約書、注文書+請書控による場合は、契約期間（工期）による計算を認めます。
 ※契約期間を使う場合は、当面の間、事前にご相談ください。

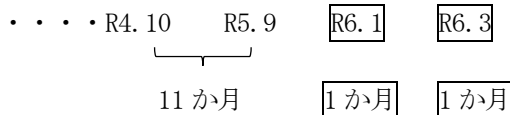


経験期間確認は (例) 請求書+入金確認 (その2) と同様

請求書+入金確認等、契約書以外の資料でもOK

※個人事業主で、確定申告前の期間の実績を使う場合は、月1件ずつの確認とします。

(例) R5年まで確定申告済み



確定申告済み期間内の最終時点までを連続した期間として認定し、その後は月1件ずつの認定とします。

○なお、様式第7号の証明者が同一の場合、請負確認方法を混同する事はできません。

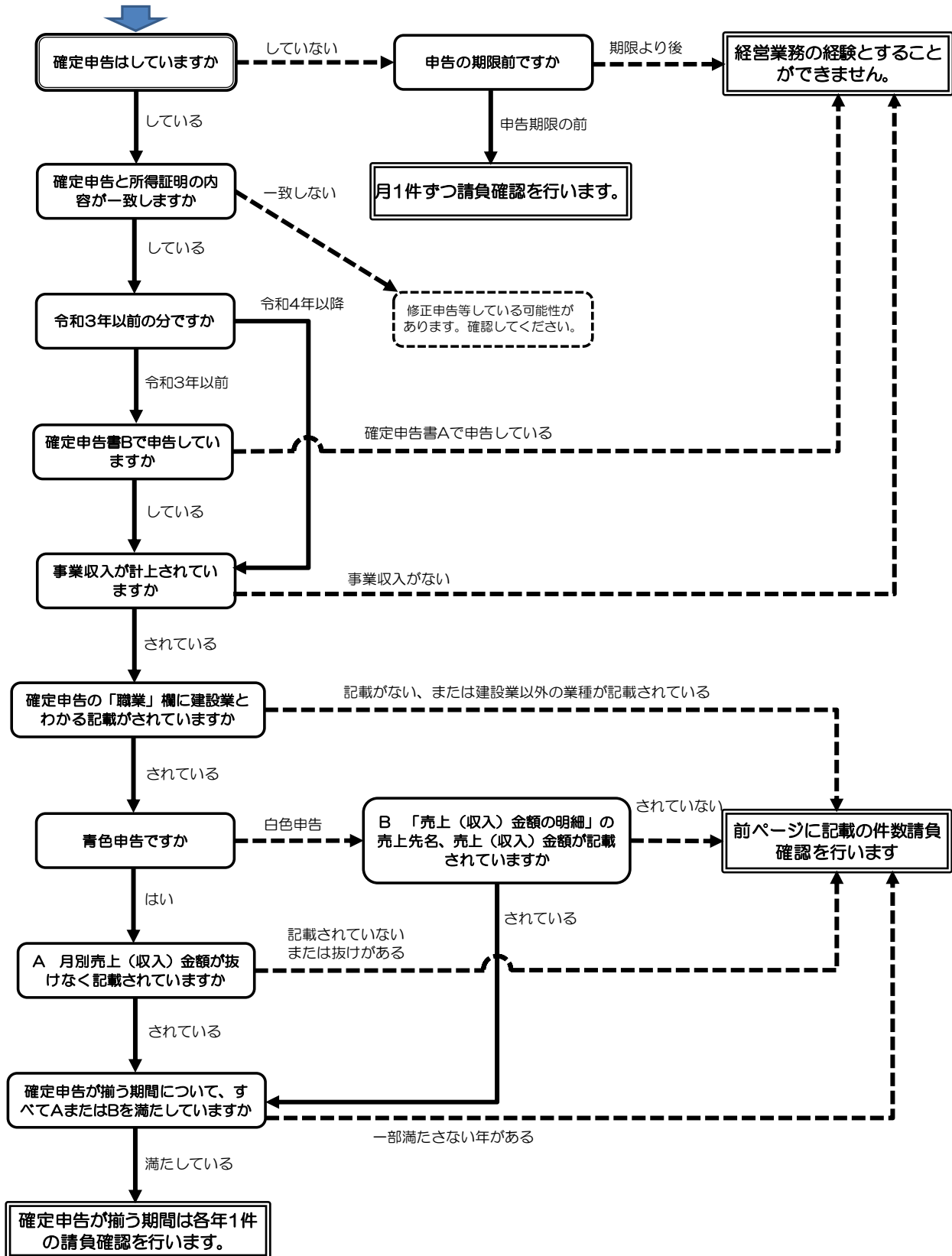
例えば、個人事業主としての経営経験において、①平成30年は年1件の請負確認を行い、②平成31年4月から令和5年2月までは12か月を超えないように請負確認を行うことといったような、異なる請負確認を行うことは不可となります。

ただし、証明者が異なる場合、例えば、個人事業主の経験と、法人役員としての経験で請負確認を行う場合、証明者がそれぞれ個人事業主と法人という異なる営業体となるため、個人事業主の経験は12か月を超えない請負確認を行い、法人の役員の経験は年1件の請負確認とすることが可能となります。

【参考】個人事業主の経営経験確認について

下の図の設問に答えていくと、必要な請負実績の件数が確認できます。

※年間を通じて建設業の営業をしていたと判断できない場合など、内容によっては追加の請負確認が必要になる場合があります。



項目	確認資料 (次の書類の他に必要に応じて別途資料の提出又は提示を求め ることがあります。「写し」と記載されていないものは原本が必要です。)	提出 又は 提示	摘 要
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者 (経営業務の管理責任者等)	<p>常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者 (様式第7号、様式第7号の2(第一面)から(第四面)に記載の方)</p> <p>(1) 健康保険被保険者証の写し(勤務先が特定できるものに限る)【提示】</p> <p>(2) 勤務先が特定できない健康保険組合の健康保険被保険者証、適用除外承認を受けた国民健康保険被保険者証(建設国保等)、後期高齢者医療被保険者証などの場合は、これらの写しに加えて、以下の①～④のいずれか【提示】</p> <p style="text-align: center;">①から順に確認をして、最初に当てはまった資料をお持ちください。</p> <p>① 厚生年金標準報酬額決定通知書(70歳以上の場合は厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ)の写し</p> <p>② 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)の写し ※個人番号(マイナンバー)が印字されている場合は、その部分を隠してから複写してください。</p> <p>③ 所得証明書(市区町村発行のもの) + 源泉徴収票の写し ※源泉徴収票は、所得証明書に対応する年次のものがが必要です。</p> <p>④ 雇用保険被保険者証の写し + 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し(被保険者区分が「1」のものに限る) ※被保険者区分が「11」(高齢被保険者)の場合は勤務状態を確認できる資料が必要です。</p> <p>○ 出向者の場合は上記(1)または(2)に加え、出向契約書等(該当者、出向元・出向先・出向期間の確認できる資料等)の写しの提示が必要です。 ※出向者が役員である等の理由で、出向契約書等を提示できない場合は、別途ご相談ください。</p> <p>○ 住所(居所)が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離(通勤時間がおおむね片道2時間以上)にあり、社会通念上通勤不可能なものについては、通勤確認のできる資料(通勤定期券やETC記録等)を求めることがあります。</p>	○	<p>個人事業主本人については必要ありませんが、常勤役員等(経営業務の管理責任者等)、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者(様式第7号別紙、様式第7号の2別紙に記載の方)及び専任技術者が事業主本人と異なる場合にはその方の常勤性の確認できる資料が必要となります。</p> <p>※健康保険被保険者証の写しを提示いただく際には、被保険者記号・番号部分にマスキングを施してください。</p>
(専任技術者) (様式第八号)	<p>上記と同様</p>	○	
(主たる建物確認所)・従たる営業所	<p>営業所の写真(直近3か月以内に撮影した、以下のもの)【提出】</p> <p>① 営業所の外観(建物の全景がわかるもの) ※事務所がビル内等に所在する場合は、建物入口部分・テナント表示・テナント表示がない場合は、商号が判読できる集合郵便受けを写したのも必要</p> <p>② 営業所の名称が確認できる入口付近を写したもの</p> <p>③ 営業所の内部(建設業で使う事務用品や電話などを含む事務スペースの様子がわかるもの)</p> <p>④ 建設業法第40条に規定する標識の写真(許可がある場合のみ、掲示状況及び記載内容のわかるもの) ・写真内に撮影日を印字するか、写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に撮影日を記載 ・写真を貼り付けた台紙(33,34ページに参考様式を掲載しています。)、印刷した用紙等に建物の権利関係について記載(例:自己所有※、賃貸借等)</p>	○	<p>※自己所有とは法人の場合、法人所有のほか役員及び役員の同居親族の所有も含みます。</p> <p>○ 個人事業主の場合、事業主本人所有のほか、支配人所有並びに事業主及び支配人の同居親族の所有も含みます。</p>

参考様式

営業所の写真

営業所の名称	本店
建物の権利関係	賃貸借

(例: 自己

届出日から
三ヶ月以内
の日付

① 営業所の外観(建物の全景がわかるもの)

令和 △ 年 ○ 月 × 日 撮影

注意点

- ・ 建物一部しか写っていないものは差し替えが必要なことがあります。

② 営業所の名称が確認できる入口付近を写したもの

令和 △ 年 ○ 月 × 日 撮影

注意点

- ・ 入り口で営業所の名称(会社名等)が確認できない場合、差し替えが必要なことがあります。
- ・ 事務所がビル内等に所在する場合、欄外の※を確認してください。商号が確認できる写真が必要になります。

※事務所がビル内等に所在する場合は、建物入口部分・テナント表示・テナント表示がない場合は、商号が判読できる集合郵便受けを写したのもも必要

③ 営業所の内部(建設業で使う事務用品や電話などを含む事務スペースがわかるもの)

令和 △ 年 ○ 月 × 日 撮影

注意点

- ・ 来客対応用の応接室ではなく、事務スペースを撮影してください。

④ 建設業法第40条に規定する標識の写真

(許可がある場合のみ。掲示状況及び記載内容のわかるもの) 令和 △ 年 ○ 月 × 日 撮影

注意点

- ・ 既に許可を取得している建設業者については、事務所に掲示した標識(いわゆる金看板等)を撮影してください。